

○国土交通省告示第千四百二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十年十一月二十八日

国土交通大臣 金子 一義

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道9号改築工事（出雲バイパス拡幅部・島根県簸川郡斐川町大字富村地内から同町大字併川字神立地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 島根県簸川郡斐川町大字富村、大字富村字良仙並びに大字併川字千家及び字神立地内

2 使用の部分 島根県簸川郡斐川町大字富村、大字富村字良仙並びに大字併川字千家及び字神立地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、島根県簸川郡斐川町大字富村地内から同町大字併川字神立地内までの延長1.1kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道9号改築工事（出雲バイパス拡幅部）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道9号は、京都市下京区を起点とし、鳥取市、米子市、松江市、出雲市等山陰地方の主要都市を経由して下関市に至る延長673.2kmの主要幹線道路である。また、本件区間に係る一般国道9号（以下「現道」という。）は、出雲市中心部から約3～4km東方に位置し、沿線には一部農地を除き事業所、店舗、住宅等が混在している地域である。

本件区間は通過交通と域内交通がふくそうしており交通量が著しく多いにもかかわらず、歩道の整備が十分でない道路幅員9mの2車線道路のため、朝夕の通勤・通学時間帯を中心に交通混雑が慢性化している。

平成17年度の道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、島根県簸川郡斐川町併川地内で26,231台／日、混雑度は1.89となっている。

また、高速自動車国道山陰自動車道斐川インターチェンジと現道をアクセスする県道木次直江停車場線が平成19年12月に供用開始され、本件区間起点の富村交差点で接続されたこと、さらに、出雲市中心部の交通渋滞緩和のため事業化された「一般国道9号改築工事（出雲バイパスバイパス部）」（以下「バイパス部」という。）が平成19年12月に暫定2車線で供用開始され、本件区間終点の神立交差点で接続されたことから、本件区間内の交通処理が急務となっている。

本件事業の完成により、本件区間内の交通混雑の緩和が図られるとともに、バイパス部による出雲市中心部の混雑緩和効果の向上が期待できる。また、副道を設置することにより、沿道で生ずる交通需要及び車両の出入りに対処するとともに、自転車歩行者道を設置することにより、自動車と歩行者及び自転車通行者の交通が分離され、道路交通上の安全性が確保されることとなる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成17年3月に同法等に準じて、大気質、騒音及び振動について環境影響評価を実施したところ、大気質及び振動については環境基準等を満足し、騒音については一部環境基準を超える値がみられるものの、低騒音舗装の施工を行うことにより環境基準を満足するものと評価されていることから、本件事業の施行に当たり起業者は低騒音舗装の施工を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間の周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるオオサンショウウオ及び天然記念物であるヒシクイ並びに環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているチュウヒ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているタガメ及びギフチョウの生息が確認されている。これらの種のうち、チュウヒ及びタガメにつ

いては、本件区間はその生息環境の一部である水田を通過するが、改変の範囲は局部的であり、影響は少ないと評価されている。オオサンショウウオ、ヒシクイ及びギフチョウについては、本件区間は生息環境を通過しないことから影響はないものと評価されており、本件事業が与える影響は軽微であると認められる。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、既に調査を終えており、島根県教育委員会より工事の施工について問題ないとする旨の回答がなされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和及び安全かつ円滑な交通の確保を目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づき、現道を4車線の道路に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和55年5月23日に決定され、平成15年12月12日に変更決定された都市計画と、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通量が多く、慢性的に交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、斐川町長等からなる「国道9号出雲バイパス建設促進期成同盟会」から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合

理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 島根県簸川郡斐川町役場